

2015 年度重点領域研究に関する Q&A

応 募

Q1-1) 重点領域研究は、応募できる研究分野の制限を設けていますか？

Ans

重点領域研究は、「学術院・研究機構等の枠を超えて研究者が結集してチーム型の研究を行う」ことを目的の1つと位置付けています。その観点から、どの分野の研究者でも応募することができ、また学術院等箇所ごとに応募できる件数の制限も設けておりません。

Q1-2) 外部資金を獲得できない研究であっても応募できるのでしょうか？

Ans

重点領域研究は、「自立性・持続性のある研究体制の確立」を目的の1つとして位置付けており、そのスタートアップのために、資金助成を含む重点的な支援を行うこととしております。そのような目的から重点領域研究は、公的機関の補助・委託事業への応募、民間機関との共同研究などを通し、外部資金を獲得し、研究拠点を形成していただくことを原則としています。なお、外部資金とは、例えば文部科学省 科学研究費補助金の「特別推進研究」「基盤研究 S」「新学術領域研究」等を指します。外部資金の獲得を目指しチームとして研究を実施することをその趣旨としています。

Q1-3) 重点領域研究の応募者の対象は、どの年齢層を想定しているのでしょうか？

Ans

既に高い評価を得ている研究者だけでなく、能力のある若手の研究者がチームとして参加し、チャレンジできることが今回の公募の趣旨でもあります。従って、応募に際して、想定している年齢層はありません。

Q1-4) 任期付の教員（含む、助教・助手）は、研究代表者としての応募資格はありますか？

Ans

重点領域研究は原則として、研究期間5年間、資金助成期間3年間としております。その期間、研究代表者として責任をもって対応いただくことが求められることから、研究代表者は本学専任教員等（任期の定めのない教授、准教授および専任講師、特任教授）に限られます。

Q1-5) 研究代表者として、複数の課題に応募することは可能でしょうか？

Ans

重点領域研究の実施期間、研究代表者として責任をもって対応いただくことが求められることから、研究代表者として複数応募できません。

Q1-6) 重点領域研究の実施期間中、特別研究期間等で海外に滞在する予定の教員が研究代表者となることは可能でしょうか？

Ans

応募の時点で、研究代表者が重点領域研究の実施期間中に特別研究期間等で海外に滞在が予定されている場合は、研究代表者として応募することはできません。

Q1-7) 研究代表者要件で「研究代表者は、過去5年間で外部研究資金による研究プロジェクトにおいて代表者としての経験を有していること」とありますが、「外部」の定義はありますか？

Ans

企業、政府、海外など学外からの研究資金であれば、すべて該当します。例えば、文部科学省の科学研究費補助金において、個人で採択された場合でも研究代表者と位置づけますので、科学研究費補助金に採択された経験があれば、この要件を満たしています。

Q1-8) 研究代表者として、総合研究機構等の既存のプロジェクト研究所の所長が応募することは可能でしょうか？

Ans

応募することは可能です。ただし、重点領域研究として採択された場合、研究代表者は、重点領域研究機構のプロジェクト研究所の所長となります。2つのプロジェクト研究所の所長を併任することはできませんので、重点領域研究として実施していただく場合は、既存のプロジェクト研究所の所長を交替いただくこととなります。

Q1-9) 研究分担者として、複数の課題に参加することは可能でしょうか？

Ans

研究分担者として複数応募はできます。既に研究代表者として別の課題で応募している場合は、研究分担者として参加できません。

Q1-10) 過去に、重点領域研究に応募した場合、再応募することは可能でしょうか？

Ans

再度応募することは可能です。

申 請

Q2-1) 学術院長名の押印欄がありますが、学術院長の了承が必要なのでしょうか？

Ans

研究代表者の本属の学術院長に、研究代表者がどのような重点領域へ応募をしているかをご認識していただくために、押印欄を設けております。

Q2-2) 申請書記入時の使用言語の指定はありますか？

Ans

申請は原則、日本語でご記入下さい。ただし、英語による記入を妨げません。

Q2-3) 申請書の記入欄が足りない場合はどのようにすればよいのでしょうか？

Ans

記入欄に、「※欄が足りない場合は追加して記入可」と記載されている場合のみ大きさを自由に調整いただいて結構です。

審 査

Q3-1) どのような審査体制、審査基準で行いますか？

Ans

研究院運営委員会の下に設置された審査・評価部会にて審査を行います。審査は書面審査を行い、審査委員は、研究院運営委員および学内有識者、必要に応じて学外有識者で構成します。応募課題は、公募要領の課題要件に沿っていることを前提とし、提示された計画の妥当性の観点や重点領域の評価指標（P. 9）に基づき、審査を行います。

採択・実施体制

Q4-1) 資金助成の規模は、どの程度を想定しているのでしょうか？

Ans

重点領域ごとの交付資金規模は、最大で2000万円/年（助成期間は原則3年間）を予定しています。採択課題の交付金額は、重点領域ごとの交付資金規模によらず、研究課題の内容、計画などを総合的に勘案し決定します。

Q4-2) 年度途中での採択となった場合、資金助成期間はどのように扱われるのでしょうか？

Ans

年度途中での採択となった場合は、助成最終年度（3年度目）資金の4年度目への繰り越しもあり得るものとし、その場合は、採択日より起算し満3年の範囲で、助成資金の使用を認めることとします。

Q4-3) 本年度の採択件数は何件を想定しているのでしょうか？

Ans

1件から2件程度を想定しています。なお、場合によっては採択0件もありえます。

Q4-4) 既存のプロジェクト研究所の研究プロジェクトが採択された場合はどのように扱われるのでしょうか？

Ans

重点領域研究機構にプロジェクト研究所を新たに設置し、実施することになります。総合研究機構等、既存の研究機構のプロジェクト研究所で既に実施されている研究の場合は、当該プロジェクト研究所を一旦廃止し、重点領域研究機構のプロジェクト研究所として新たに設置することとします。

Q4-5) 既存組織で実施されている研究プロジェクトが重点領域研究として選定された場合、既存組織で締結された研究契約や、雇用契約はどのように扱われるのでしょうか？

Ans

原則として契約を再締結することになります。

Q4-6) 既に大型の外部資金を獲得し実施していますが、重点領域研究として応募することは可能でしょうか？

Ans

既に大型の外部資金で実施している事業をそのまま重点領域研究とすることは認めていません。ただし、大型事業終了後の、次のステップへの展開を図る研究であれば、重点領域研究に該当することが考えられます。なお、資金助成についても、スタートアップの資金（シードマネー）として位置付けています。